

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
パナマ	小規模漁業開発計画のための贈与に関する日本国政府とパナマ共和国政府との間の交換公文	小規模漁業開発計画を実施するために必要な 1. 斜路、アクセス道路及び関連施設の建設に必要な生 産物及び役務の供与 2. 車両及び機材並びにそれらの調達に必要な役務の供 与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	449,000千円 H15.3.31まで	H14.9.6 パナマで (同日)	日本側 松津光威在パナマ 大使 パナマ側 ホセ・ミゲル・ アレヤン外務大臣	H15.7.8 234号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成○年△月□日をH○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

パナマとの無償資金協力取極一覧